

令和3年9月10日

各位

松居海事・行政書士事務所
海事代理士 松居 紀男

緊急事態宣言再発出に伴う船舶免許証の講習について

平素は格別のお引き立てにあずかり、厚くお礼申し上げます。

この度、各府県において新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言が9月30日まで再発出されました。

船舶免許証の各講習は、下記講習会場において、会場の使用停止措置に伴い、講習が中止または会場変更となっております。

なお、その他の会場においては予定どおり講習を実施致します。

お申込んだ講習の日程または講習会場等が変更になった場合は、個別に手続依頼書にご記入頂いた連絡先にお知らせ致しますので、変更にご協力頂きますようお願い致します。なお、変更に際しての追加料金及び書類は不要です。

講習会場においては、感染予防策として、受講者同士の着席間隔を確保するため、受講定員を通常より少なく設定しております。そのため、お申し込みの締切前(受講希望日の2週間前)であっても満席により受講できないこともございますので、あらかじめご承知おきください。

今後、会場や時間の変更、受講者が集中する会場では講習を追加することもありますので、最新の講習日程及び満席状況については、弊所ホームページの日程表をご参照ください。

なお、新型コロナウイルス感染症によりやむを得ず船舶免許証の有効期限内に更新手続きができない場合は、特例措置がございますので、弊所までお問い合わせ下さい。

お客様にはご迷惑をおかけ致しますが、ご理解ご協力のほどよろしくお願い致します。

※会場使用制限措置に伴い、下記会場において講習時間等の変更を致します。

- ・(摂津市)コミュニティープラザ→10月の講習時間が14時に変更となりました。

(ご連絡先)

松居海事・行政書士事務所

大阪市中央区内本町2丁目3-8-810

電話 06-4790-1311 FAX 06-4790-1333

(土休日除く10:00~17:00、時間外は留守電対応)

Mail info@ms-ofc.co.jp

(弊所ホームページ)

(メール送付用)

